

衆議院 総務委員会 議録 第四号

令和五年十一月二十四日(金曜日)

午後零時五十分開議

出席委員

委員長 古屋 範子君
理事 井原 巧君
理事 田中 良生君
理事 石川 香織君
理事 中司 宏君
理事 石田 真敏君
理事 金子 恭之君
理事 国光あやの君
理事 齋藤 洋明君
理事 島尻安伊子君
理事 寺田 稔君
理事 西野 太亮君
理事 長谷川淳二君
理事 本田 太郎君
理事 保岡 宏武君
理事 岡本あき子君
理事 重徳 和彦君
理事 湯原 俊二君
理事 中嶋 秀樹君
理事 平林 晃君
理事 田村 貴昭君
理事 吉川 赳君

田所 嘉徳君
根本 幸典君
奥野総一郎君
中川 康洋君
上田 英俊君
川崎ひでと君
小森 卓郎君
坂井 学君
新谷 正義君
中川 貴元君
葉梨 康弘君
古川 直季君
宗清 皇一君
おおつき紅葉君
神谷 裕君
道下 大樹君
池畑浩太郎君
吉田とも代君
西岡 秀子君
宮本 岳志君

政府参考人
(デジタル庁審議官) 阿部 知明君
(デジタル庁審議官) 藤田清太郎君
(デジタル庁審議官) 山野 謙君
政府参考人
(総務省自治行政局長) 小池 信之君
政府参考人
(総務省自治行政局公務員部長) 大沢 博君
政府参考人
(総務省自治財政局長) 池田 達雄君
政府参考人
(総務省自治税務局長) 五味 裕一君
政府参考人
(消防庁次長) 浅野 敦行君
政府参考人
(文部科学省大臣官房学習基盤審議官) 日原 知己君
政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官) 阿部 哲也君
総務委員会専門員

委員の異動

十一月二十四日

辞任

尾身 朝子君

古川 直季君

阿部 司君

宮本 岳志君

同日

辞任

上田 英俊君

宗清 皇一君

池畑浩太郎君

田村 貴昭君

補欠選任

古川 直季君

尾身 朝子君

阿部 司君

宮本 岳志君

十一月二十二日

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出第二号)は本委員会に付託された。

十一月十三日

議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備等に関する陳情書(宮崎市宮田町一の八 指宿秋廣(第一〇二号))
軽油引取税の課税免除措置の延長に関する陳情書(高知市丸ノ内一の二の二〇 濱田省司(第一〇三号))

地方都市の百貨店に対する特別交付税交付等に関する陳情書(岐阜市東島四の五の一六の一 竹中茂樹(第一〇四号))
同月二十日
緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の強化を求める意見書(神奈川県議会(第二六一三三号))
軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書(北海道北見市議会(第二六一一五号))
軽油引取税における免税措置の継続を求める意見書(青森県議会(第二六一一六号))
軽油引取税の免除措置の継続・恒久化を求める意見書(神奈川県議会(第二六一七号))
軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書(高知県議会(第二六一八号))

を求める意見書(神奈川県議会(第二六二三号))
森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書(鳥取県議会(第二六二三号))
森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書(島根県川本町議会(第二六二四号))
森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書(宮崎県串間市議会(第二六二五号))
森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書(宮崎県西米良村議会(第二六二六号))
森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書(鹿児島県与論町議会(第二六二七号))
地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を求める意見書(神戸市議会(第二六二八号))
地方行政運営に必要な財源の充実・強化を求める意見書(滋賀県議会(第二六二九号))
地方財政の充実・強化を求める意見書(栃木県議会(第二六三〇号))
地方財政の充実・強化に関する意見書(東京都葛飾区議会(第二六三二一号))
地方財政の充実・強化についての意見書(愛知県議会(第二六三三三号))
地方財政の充実・強化に関する意見書(兵庫県議会(第二六三三三号))
地方財政の充実・強化を求める意見書(鳥取県議会(第二六三四四号))
地方財政の充実・強化を求める意見書(福岡市議会(第二六三五五号))
地方財政の充実・強化を求める意見書(福岡県うきは市議会(第二六三六六号))
地方財政の充実・強化を求める意見書(福岡県筑前町議会(第二六三七七号))
地方財政の充実・強化に関する意見書(佐賀県みやき町議会(第二六三八八号))
農林水産業に係る軽油引取税の免税措置の継続についての意見書(愛知県議会(第二六三九号))

国民生活に必要な不可欠な公共施設建設に対する地方交付税の増額を求める意見書(滋賀県野洲市議会(第二六一九号))
消防団員の確保対策及び消防団活動の支援の充実を求める意見書(兵庫県議会(第二六一〇号))
森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書(千葉県議会(第二六一二二号))
森林環境譲与税の譲与基準の見直しの慎重な検討

を改正する法律案(内閣提出第二号)は本委員会に付託された。

総務大臣 鈴木 淳司君
デジタル副大臣 石川 昭政君
総務副大臣 馬場 成志君
総務大臣政務官 小森 卓郎君
総務大臣政務官 長谷川淳二君
総務大臣政務官 船橋 利実君
政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 和田 薫君

免税軽油制度の継続を求める意見書(岩手県北上市議会)(第二六四〇号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件  
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○古屋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。鈴木総務大臣。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

○鈴木(淳) 国務大臣 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算により令和五年度分の地方交付税の額が八千五百八十四億円増加することとなります。ほかに、地方財政の状況等に鑑み、同年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還について、三千億円の償還を繰り延べることにしております。

本年度におきましては、これらのうち五千七百四十一億円を交付することとし、これに対応して、経済対策の事業等の円滑な実施に必要となる財源を措置するために、令和五年度に限り、臨時経済対策費を設けるとともに、臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、同年度に限り、臨時財政対策債償還基金費を設けるほか、同年度に発生した災害等に対応するため、同

年度分の特別交付税の総額を増額することとしております。

また、令和五年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金一千億円について、その活用を取りやめるほか、残余の額四千八百四十三億円を令和六年度分の地方交付税の総額に加算して、同年度に交付することができることにしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○古屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○古屋委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房審議官和田薫さん、デジタル庁審議官阿部知明さん、デジタル庁審議官藤田清太郎さん、総務省自治行政局長山野謙さん、自治行政局長公務員部長小池信之さん、自治行政局長大沢博さん、自治税務局長池田達雄さん、消防庁次長五味裕一さん、文部科学省大臣官房学習基盤審議官浅野敦行さん及び厚生労働省大臣官房審議官日原知己さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古屋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。新谷正義さん。

○新谷委員 自由民主党の新谷正義です。本日は、質問時間をいただきました。誠にありがとうございます。

本日は、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の法案審議ということで、本法案に対する質問をさせていただきます。

現在、世界情勢の劇的な変化によりまして、物価の高騰が国民の生活に深刻な影響を及ぼしております。経済社会の変化に対応するために、施策の確に展開していく必要があります。この臨時国会で審議されている補正予算による対策も含めて、取組を加速していく必要があると考えております。

一方で、我が国の少子高齢化が進む中におきましては、今現在必要不可欠な予算措置を取りつつも、将来まで展望した負担の在り方について、今からしっかりと対応していく必要があると考えております。

特に、地方自治体におきましては、非常に厳しい財政事情に苦しんでいるところも多くございまして、こうした自治体財政の在り方について、中長期の視点を持ちながら必要な措置を取っていく、それが重要であると思っております。

そこで、今回の法案の趣旨についてお伺いをさせていただきます。

今回の補正予算によりまして、地方交付税の法定率分が〇・九兆円増加することに伴い、補正交付税法においては、今年度に普通交付税を追加交付することや、特別交付税の増額、あるいは交付税特別会計借入金の償還繰延べ、翌年度の地方交付税への加算など、様々な取扱いをすることと承知をいたしております。

特に、今年度における地方交付税〇・六兆円の交付につきましては、どのような考え方の下、行うこととしておりますのか、また、この措置に対する地方自治体の受け止めに関しましてどのような認識しておられるか、総務省に伺いたいと思っております。

○大沢政府参考人 お答えいたします。

地方からは、経済対策の着実な実施のために令和五年度の地方交付税を増額してほしいということ、また、臨時財政対策債の縮減、抑制に努めてほしいということなどの要望をいただいております。

こうした要望も踏まえまして、今回の補正予算

におきましては、地方交付税について、地方団体が今般の経済対策の事業等を円滑に実施するために必要な財源として〇・三兆円、また、臨時財政対策債の縮減のためにその償還基金費として〇・三兆円、合わせて〇・六兆円を交付することいたしました。

地方からは、この補正予算において地方交付税の増額を盛り込んだことについて一定の評価をいただいているところでございます。

○新谷委員 ありがとうございます。答弁にありましたように、現下の情勢から将来負担までしっかりと地方に配慮した、バランスを取った対応をお願いできればと思います。

次に、地方負担が増加する中、今回の補正予算でどのように対応していくのか、伺いたいと思っております。

先般閣議決定されました総合経済対策を執行するための補正予算については、今国会で迅速に成立させ、その施策を少しでも早く実施し、国民の皆様に向けていかなければならない、そのように考えております。

補正予算の項目につきましては、物価高対策や所得の向上の実現といった対策に加えまして、成長力の強化、国内投資の促進、人口減少における社会変革のための予算、こういったものが計上されております。

少子化対策におきましては、やはり若い世代が結婚、子育てに前向きになれるような体制を強化していかねばならない、そのように思っております。また、子育て分野においても、母子保健や保育所、子育て政策といった分野でDX化の推進も重要な要素となっております。

同じくDXでいいましたら、介護、福祉領域のデジタル化、これも重要な視点だと思っております。私も、厚生労働分野の取組に関しましては、介護のデジタル化、ICT化、これを強く進めてきたところではありますけれども、今後は、単純にロボットやICT機器の購入を進めるだけではなくて、しっかりと、効率化していく分、介護現

場のおペレシヨンの変革まで踏み込んだ支援をして、さらに、厳しい人手不足の状況、これをしっかりと乗り越えていかなければならない、そのように思っておられるところであります。今回の補正に関しては、こういった課題を踏まえた対策として三百五十一億円の予算も盛り込んでいただいたところであります。

一方、こういったすばらしい補正予算事業の推進に当たっては、国の予算増に伴い地方自治体の財政負担も増加するという側面がありまして、これは注意をする必要があります。経済対策を迅速に実行するためにも、こうした自治体への負担を軽減するための対応、これをしっかりと実施していかなければなりません。

また、補正予算に伴う地方交付税の取扱いのうち、経済対策の事業等への対応として、今年度に交付税を〇・三兆円追加交付することになっていくと承知をしております。

このうち、経済対策によります地方負担の増加に伴い必要となる財源を措置するため、今回、普通交付税の費目に臨時経済対策費を創設することとされております。昨年度、一昨年度も補正予算に伴って同じ名称の費目を創設されておりましたが、今回はどのように算定する予定なのか、総務省に伺いたいと存じます。

○大沢政府参考人 お答えいたします。

地方団体が経済対策の事業等を円滑に実施するために必要な経費を算定するために、普通交付税の基準財政需要額に臨時費目として臨時経済対策費を創設することとしております。

算定に当たりましては、人口を基本として算定するということでございますけれども、今般の経済対策におきまして、地方の成長を実現するところとか、人口減少を乗り越えるといったような柱立てがございます。こうした柱立てに沿った事業の内容等に対応いたしましたして、地域経済活性化あるいは子供、子育て支援等に関する客観的な指標を用いまして、補正措置を講じて、各地方団体に於ける必要経費の算定を行うという方向で検討し

ていきたいと考えております。

○新谷委員 ありがとうございます。是非円滑に実施して、少しでも国民に早く届ける、そういったおペレシヨンをお願いしたいと思います。そして、補正交付税法案として補正予算案が成立した際には、速やかに交付を決定して、地方自治体に交付するようお願いを申し上げたいと存じます。

それで、最後に、馬場副大臣に令和六年度の地方財政対策について伺いたいと存じます。

現在、内閣官房のデジタル行財政改革会議では、教育や介護、子育て、防災、観光、インバウンドといった分野のデジタル化が急ピッチで議論されているところでありまして、こうした議論に加えて、いかにこういったことを地域で実装して展開していくかということがとても重要であります。また、地域への支援も必要だと考えております。

今後、こうしたデジタル田園都市国家構想の取組の下に、地域の独自のチャレンジを支援して、これを日本全体へ意義のある波及をさせていくためにも、自治体の取組に対しての予算措置について、各自自治体で確保する財源に加えて、必要な交付税をきちんと措置していくことが重要であると考えております。

また、このためには、今回繰り越す〇・五兆円も活用しつつ、令和六年度において、臨時財政対策債の発行をしっかりと抑制して、地方交付税総額を確保していくことが重要であると考えております。

こうした点につきまして、令和六年度の地方財政対策について総務省は今後どのような姿勢で取り組んでいくのか、馬場副大臣にお伺いしたいと思います。

○馬場副大臣 社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中で、地方自治体は、地域DXの進捗や子供、子育て政策の強化など、様々な行政課題に対応していく必要があります。令和六年度の地方財政対策に向けては、こうし

た行政サービスを安定的に提供できるように、必要な一般財源総額をしっかりと確保してまいりませう。

あわせて、現在御審議いただいている法案に基づき、令和六年度の交付税の財源として繰り越すこととなっている〇・五兆円も活用し、地方交付税総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行を抑制できるよう取り組んでまいります。

○新谷委員 副大臣、ありがとうございます。是非とも、各地域に寄り添って、地域力の強化を共に実現できる施策を引き続き進めていただけてますようお願い申し上げます、私の質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございます。

○古屋委員長 次に、宮本岳志さん。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。

今年八月八日に政府が発表したマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の最終取りまとめでは、健康保険証情報を一度もつづけたマイナンバーカードの保険証利用登録の解除を可能とするいたしました。

先日の当委員会の所信質疑でこれをいつ行うのかと聞いた際、厚生労働省の日原審議官は、必要な検討を行って、来年秋の保険証の廃止までには解除を希望される方が任意に解除の手続を行っていただけるよう進めてまいりたいと答弁されました。

そこで、厚労省に聞きます。今回の補正予算にマイナンバーカードの健康保険証利用の登録を解除するシステム改修予算が含まれていると聞いておりますが、その額は幾らですか。

○日原政府参考人 お答え申し上げます。

今般の補正予算案では、マイナ保険証の利用登録解除を可能とするシステム改修を含めまして、保険証の廃止に向けた準備のため、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた各保険者や実施機関のシステム改修経費として、資格確認書

や資格情報のお知らせを交付する機能などの改修に必要な経費としまして、二百四十九億円を計上しているところでございます。

○宮本(岳)委員 その中で切り分けてくれと言ったんですが、切り分けられないという答弁ですから、二百四十九億円がかかるという前提で話を進めさせていただきます。

その二百四十九億円は資料一につけておりますから、見ていただいたら、この赤で囲ったところがこの額なんです。

それでは、最初にマイナンバーカードの保険証利用登録のシステムを作ったときの額は一体幾らだったのか。これも厚労省からペーパーを出していただきましたけれども、平成二十九年年度から令和三年度までの合計で、日原審議官、答えていただけますか。

○日原政府参考人 お答え申し上げます。

制度設計当初のオンライン資格確認等システムなどの開発につきましては、今お話のございました平成二十九年年度から令和三年度にかけて実施してございまして、その総額は四百六十八億円でございます。

○宮本(岳)委員 四百六十八億円です。内訳は資料二につけておきました。

先日の当委員会、日原審議官は、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除は任意の手続であるということを踏まえてそうする、こうおっしゃいましたね。

そこで、聞くんですけども、では、最初にマイナンバーカードの保険証利用登録のシステムを作った時点で既に任意の制度ではなかったですか。このときは任意じゃなかったんですか。

○日原政府参考人 お答え申し上げます。

今お話のございましたマイナンバーカードの健康保険証としての利用登録でございますが、これは当初より任意の手続として設けられてございませう。

意の制度なんですよ。ですから、当然、最初から利用登録をすることも解除することもできるようなシステムでなければおかしいですね。今明らかにしたように、四百七十億円近いお金をかけておきながら、最初から解除の仕組みを設けていなかったがために、今回、新たに、切り分けようがないんですから、二百五十億円の経費をかけてシステム改修をしなければならぬ。これは私は二重投資だと。

だから、一番最初にどういう発注をしたのかというものを明らかにしてくれということをお願いしてありますから、まだ出てきていませんから、必ず、最初からという発注がされたのか、なぜ登録はできても解除はできないというシステムをまずは四百七十億円もかけて作ったのかということ、説明責任を負って果たしていただきたい、これは申し上げておきたいと思えます。

交付税法改正案には、地方公務員の給与改定に対応するための財源も含まれております。鈴木大臣は、十一月九日の参議院総務委員会で、我が党の伊藤岳参議院議員が、日本自治体労働組合連合会の調査で会計年度任用職員の約六割が年収二百万円未満となっている実態を示すと、大変な事実だ、しっかりと踏まえたい、こう御答弁されました。

資料三を見ていただきたいと思うんです。総務省は五月二日には給与能率推進室長の通知を出して、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするようお願いいたしますと、会計年度任用職員の給与の今年四月までの遡及改定の実施も強調しております。

大臣は、参議院でも、会計年度任用職員の給与の遡及改定は今後とも基本とすると答弁されましたけれども、会計年度任用職員について、現在、まだ給与改定実施をしていない、示していない自治体にも、引き続き改定を基本として進めてくだ

さいと促していく、そういうことで、大臣、よろしいですね。

○鈴木(淳)国務大臣 会計年度任用職員の給与水準につきましては、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則のつとまり、類似する職務に従事する常勤職員の給料表を基礎とするなど、適切に決定する必要があると思います。

給与改定につきましても、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することが基本であると考えておりまして、令和五年十月に改めて地方公共団体に要請したところでございます。

今後とも、地方公共団体におきまして適切に対応いただきますように促してまいりたいと思えます。

○宮本(岳)委員 当然のことですけれども、私も、総務省のこの姿勢を率直に評価したいと思っております。

そこで、今度は、会計年度任用職員へのボーナスの支給、特に期末手当の支給について聞くんですけれども、資料四につけたのは、総務省からいただいた令和四年度会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査の結果の抜粋なんです。

それぞれ総務省に数字を確認するんですけれども、この二〇二二年度の調査で、会計年度任用職員への期末手当の支給の有無は、教育部門の教員、講師では、支給する団体は何%で、期末手当を支給しない団体は何%になっておりますか、公務員部。

○宮本(岳)委員 九九・五%という数字が出ていますね。

支給九九・五%、支給しない〇・五%と聞かされれば、会計年度任用職員として教壇に立つておられるほとんどの教員、講師の先生方にも、当然、期末手当、ボーナスが支給されているのだろう、支給されない人は〇・五%、百人に一人もいないのだろうと思えます。しかし、事実は全く逆なんです。

資料五を見ていただきたい。今年七月一日付の京都新聞の記事です。傍線一、「滋賀県が三十日に支給した夏のボーナス(期末手当・勤勉手当)で、公立学校の非常勤講師で支給対象になった人は一%未満にとどまったことが分かった」とあります。記事では、知事部局で働く会計年度任用職員九百十二人のうち九割強の八百三十六人にボーナスが支給されたが、非常勤講師で支給されたのは僅か六人だけで一%未満だった、こうなっていますね。

私も驚いて、この記事の内容を改めて文部科学省に調べていただきました。

文部科学省にきていただいております。滋賀県教育委員会からの聞き取りによると、滋賀県における会計年度任用職員の公立学校の非常勤講師のうち、令和五年六月期の期末手当の支給実績は小学校と中学校それぞれ何人で、六月一日現在の非常勤講師数はそれぞれ何人ですか。

○浅野政府参考人 お答えいたします。今先生御指摘いただいた令和五年六月期の期末手当の支給実績は、小学校で四人、これは六月一日現在の非常勤講師数で四百四十一人中四人、中学校におきましては六月一日現在の非常勤講師数二百六十八人のうち二人となっております。

間に対して、会計年度任用職員の六割近くが年収二百万円以下という実態を突きつけられて、年収二百万円以下の方が半数以上かと思ひまして、ある面では愕然としたと語っていただきました。ここには鈴木大臣の率直なお人柄が示されていると、私も議事録を読みました。

そこで、大臣に聞きたいんです。学校現場の会計年度任用職員にも九九・五%にはボーナスが出ていると思っていれば、支給されているのは一%未満で、九九%の人にはボーナスが出ていない、これについて、大臣、どう思われますか。

○鈴木(淳)国務大臣 改めてその事実を承りましたので、しっかりとこれについては検討を促していきたいと思えます。

○宮本(岳)委員 御存じなかったと思うんですね。お恥ずかしながら、この記事を読むまで私も知りませんでした。総務省も知らなかったし、県教委に問い合わせさせていただくまでは文部科学省さえ知りませんでした。

記事では、学校には夏休みなど長期休暇があり、出勤する日が週二、三日だけ、勤務時間は任用期間全体で平均を出すため、授業がない夏休みなどの長期休暇がある非常勤講師は要件を下回ってしまうケースがあると、教育現場の特殊性についても触れられております。

最後の傍線二を見ていただきたいんです。赤い傍線二を見ていただきたい。県教委によると、他府県では複数校での勤務時間を合算してボーナスを支給しているなどの事例があるといい、滋賀県も検討を約束しております。

そこで、文科省に再度聞くんですが、教員の特殊性を踏まえて待遇が確保されているのか。文部科学省は、今回は滋賀県教委に聞いていただいたんですが、全国状況をつかんで改善を図るための手だてを取るべきではないかと思ひますが、文部科学省の御答弁をいただきたい。

○浅野政府参考人 お答えいたします。会計年度任用職員も含め、地方公務員の給与に

ついでには、地方公務員法に定める給与決定原則を踏まえ、各地方公共団体において適切に決定することが必要であります。その上で、公立学校の非常勤講師に対する期末手当の支給については、全ての都道府県、政令市において制度化されているものの、御指摘いただいた滋賀県においては支給実績はほとんどないという状況であると承知しております。

文部科学省としては、まずは各地方公共団体の非常勤講師に対する期末手当の支給状況や制度の運用状況を把握した上で、関係省庁とも連携しながら必要な対応を検討してまいりたいと思っております。

○宮本(邑)委員 我が党は、先日、非正規ワーカー待遇改善法の提案を發表いたしました。そこでも、会計年度任用職員制度は期末手当を支給するなど非正規の待遇改善を名目として二〇二〇年四月から導入されたのですが、実際には待遇改善につながっておらず、公務労働の多くを非正規公務員が担うことを固定化する役割を果たしていませんと述べました。

恒常的な仕事は正規公務員が担うことを原則に、今こそ公共の役割を取り戻し、必要な正規公務員を増やすとともに、国、自治体が率先して非正規雇用の待遇改善を進めることを強く求めまして、私の質問を終わります。

○古屋委員長 次に、石川香織さん。

○石川(香)委員 石川香織です。

質問させていただきたいと思っております。鈴木大臣、どうぞよろしくお願ひいたします。

これまで、たくさん地方自治体の現場の声を聞いてきてまして、この総務委員会で質問させていただいてまいりました。公務労働者と一言で言っても本当にいろいろな現場がありまして、住民の生活には本当に必要不可欠な存在であるんだなど、改めて感謝の気持ちが湧いてきます。

例えば、コロナ禍の対応も振り返ってみますと、公立病院ですとか保健所が必死にオペレー

ションしてくださったとか、その役割も際立ちましたけれども、緊急事態宣言とか一斉休校とか様々ありました。経験したことがないことを成し遂げなきゃいけないというのは相当なプレッシャーだったと思います。

選挙も、解散風が吹くとどきどきとするのは我々議員だけではなくて、やはり自治体も、投票日と思われる日、投票所に使うような体育館とか日程とかを確認したりだとか、いろいろなシミュレーションをしなければいけないということで、大変な御苦労をおかけしている。

最近では、住民税、所得税の減税という方向性、これについても、もう既に、いつもらえるのかとか、うちはどれくらいもらえるんでしょうかといった問合せが役場に今の段階でかなり来ているという話も伺いました。

最近では、熊の駆除についてのいわゆるちよつと過剰なクレーム、これも話題になりました。ちなみに、十一月の十二日に野生生物と社会という学会がありまして、こうやって自治体にちよつとつこく電話をかけるようなことはかえって共存を妨げるとして緊急声明を出しているんですね。何事も、余りにも一方的過ぎることは当然いけないと思えます。マイナンバーもそうですけども、とにかくいろいろなことに振り回されてきたのかなというのを感じています。

現場に負荷がかかっている中で、物価高騰の影響も当然自治体も受けているということで、財政措置は非常に重要だと思えますので、まず、令和五年度の地方財政計画を踏まえた物価高騰の対応について、一問目、お伺いしたいと思います。

令和五年度の地方財政計画の中で、学校ですとか福祉施設、図書館などの地方団体の施設の光熱費の高騰を踏まえた物価高騰の対策として、一般行政経費が七百億円増額をされました。

この算定の根拠として、政府は、自治体の光熱費の令和三年度決算額をベースにして、令和四年度の消費者物価指数の伸び、令和五年四月の電

力・ガス料金の引上げ見込みなどを踏まえつつ、国による価格激変緩和対策事業の影響を考慮したということでありませうけれども、今年の十月に全知事会が、今の時点で一定の措置が講じられているところではあるが、追加的な対策が必要であるという提言をされております。

令和五年度の物価高騰の地方公共団体への影響をどのように捉えているかという点と、この知事会の提言を受けて追加的な措置を行う考えがあるかどうか、まず大臣にお伺いさせていただきます。

○鈴木(淳)国務大臣 近年の物価高は、地方自治体を含め、事業活動に大きな影響を与えておりまして、引き続きその対策に万全を期す必要があるものと認識いたしております。

令和五年度の地方財政計画におきましては、自治体施設の光熱費高騰対応として、一般行政経費を七百億円増額して計上するとともに、普通交付税におきまして適切に措置を講じたところでございます。

その上で、今般の補正予算案では、地方自治体が経済対策の事業等を円滑に実施できますよう、令和五年度の地方交付税を○三兆円増額することとしております。

また、学校等の地方自治体の施設の暖房費増加分や消防・救急車両等の燃料油代の増額など、地方自治体が独自に実施する原油価格高騰対策に対しましても特別交付税措置を講じることとしております。

さらに、内閣府の所管でございますけれども、今般の補正予算案で○五兆円追加することとされております重点支援地方交付金は、地方自治体が運営する直接住民の用に供する施設においても活用が可能と承知いたしております。

今後とも、物価高騰によりまして地方自治体の財政運営に支障が生じないように、関係省庁と連携しまして適切に対応してまいります。

○石川(香)委員 今御答弁いただきました内閣府

の重点支援地方交付金などの活用も含めて、今後の見通しはなかなか不透明ですけれども、その状況に合ったレベルの高騰対策、追加対策も是非行っていただきたいと思っております。

次に、喫緊の課題である自治体のシステム標準化についてお伺いしたいと思います。

二〇二五年度末までに全国一千七百四十一地方自治体の業務システムを標準システムに移行させる標準化でありますけれども、短期間で全自治体が一斉に移行するという一方で、二〇二五年度末までに間に合わない、そして当初の予定よりも予算が大幅にオーバーしてしまっているといった声が地方自治体から噴出したということを受けまして、移行の難易度が極めて高い場合は二六年度以降に期限を延ばすことができるということになりました。

今の段階でのシステム標準化に向けた地方自治体の準備の状況をお伺いしたいと思いますけれども、今日はデジタル庁の石川副大臣にお越しいただいておりますので、千七百四十一地方自治体のうち、どのぐらいが二五年度末、本来の目標までに移行できる見込みみんでしょうか。

○石川(副)大臣 石川委員にお答えいたします。

本年九月に改定いたしました地方公共団体情報システム標準化基本方針における、移行の困難度が極めて高いと考えられるシステムはその状況を十分把握した上で適切な移行期限を設定するとの記載に基づきまして、移行困難システムの把握調査を実施しております。

自治体から申出があったものに関しまして、都道府県、総務省と連携しながら、今、申出の詳細内容についてヒアリングを行うなど、状況の把握を進めているところでございます。そのため、二〇二五年度までに移行が間に合う自治体の割合については、現段階ではお答えできない状況となっております。

○石川(香)委員 令和四年度もこうした調査を取っていたしましたので、恐ろしくかなりの数の自治体

が間に合わないということが明らかになって目安というのを変更されたのではないかなと想像するところなんです。この後も湯原委員からも質問があるということで、石川副大臣、一旦退席していただいて結構です。済みません。ありがとうございます。

○古屋委員長 御退席くださいって結構です。

○石川(香)委員 移行が極めて困難という自治体に限って二六年度以降にということですから、この二年間の準備期間、結構やはり厳しいですね。そもそも、やはり原因がありまして、一つは人材の不足です。移行期間が重なりますので、一斉に行うという、ただでさえ少ない技術者の人材を確保することが困難である。これは容易に想像できることです。

その中で、今年度からアドバイザーの人を自治体に派遣するという仕組みを取っていますけれども、このアドバイザーという方は、どんな人が来て、どんなことをやってくださるんでしょうか。

○山野政府参考人 お答え申し上げます。

総務省といたしましては、今年度より、御指摘のように、地方公共団体金融機構というところがございますけれども、このこと連携しまして、自治体におけるDXの取組を支援するための専門アドバイザー制度を創設しまして、各団体の取組を支援しております。

具体的には、どのような人がということでございますけれども、自治体情報システム関係の有識者、あるいは自治体の情報システム担当部署の経験者、さらには自治体向けシステムに係る開発、導入等の経験者など、多様な人材でございますけれども、令和五年十一月現在で九十四名ほど登録されております。

どのような支援を行うかということでございますけれども、これらのアドバイザーの方が各自治体に派遣されまして、現行システムの概要調査、それから標準仕様との比較分析、さらにベンダーの提案も含めた移行計画の作成の支援など、

標準準拠システムへの移行に向けて各自治体が抱える課題やニーズに合わせて助言等を行うこととしております。

また、登録された専門アドバイザーの方々ですが、全国の地域でも活動可能となっておりますので、各自治体は、その抱える課題等に応じて適した人材を無償で活用することが可能となっております。

総務省といたしましては、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を実現できますよう、引き続き、自治体の意見を丁寧聞きながら必要な対応を行ってまいります。

○石川(香)委員 今御答弁があったように、九十名ほどの登録がありまして、行政DXという分野の中で登録があるということで、一つの自治体にずつというわけではなくて、一回三時間以上、年間五回というような目安があつて、基本的には自治体の持ち出しはなしということですが、自治体の数は千七百四十一、システムの数は三万二千あります。これはすぐに来てくれるのかどうなのかという声ややはり地方自治体からは聞かれています。そもそも、デジタル人材を外部から登用しているのは総務省の調査によりまして千七百四十一自治体中六百六十三自治体で、かなり少ないということですので、そもそもデジタル人材が圧倒的に不足しているという問題があります。

そして、もう一つの懸念ポイントは費用です。システム会社の選定を前倒しして進められるように政府が自治体を支援するということも既にあるそうですけれども、物価高騰、人件費の高騰、業者のシステム導入費用も、はつきり言つて何が適正の価格であるかということが基準がないので、各自自治体によって今の段階でかなり違いがある。とにかくお願ひしますと泣きつくような状況が今の実情です。当初の予定からかなり予算も膨れ上がりまして、かかれば増し経費が発生して、二倍から四倍の予算になるといったケースもあるそうです。また、既存システムの契約解除を

することによって違約金も発生するということが、非常に心配されています。

そんな中、十一月の九日、全国市議会議長会の理事会・評議員会合同会議というのがありまして、ここで河野太郎デジタル担当大臣がシステムの標準化について、移行経費は国が全部持つという発言をされました。大臣がちよつと思わず苦笑いをされておられますけれども、さらに、標準化の経費が国から示されている補助金の何倍にもなると言つてややびびっている自治体があるかと思つとおっしゃつた上で、移行経費は国が全部持つので、総務大臣と財務大臣と話をさせてもらつて、大船に乗つてほしい、そんなに心配なくしつかりやつてほしいと発言をされました。

総務省も同じ認識でいいのでしょうか。また、心配しなくていいと言つても、予算が二倍も四倍も膨れ上がっているという中で、相当な金額になると思ひます。どのぐらいの金額を想定しているのかということも含めまして、具体的に河野大臣から何かお話しがありましたでしょうか。

○鈴木(達)国務大臣 まず、各自自治体が標準準拠システムへ移行するための経費に対するデジタル基盤改革支援補助金でありますけれども、移行経費に係る調査結果を精査しまして、これまでの千八百二十五億円に対して今回の補正予算案で五百六十三億円を追加計上しております。補正後の総額は六千九百八十八億円、約七千億であります。

私自身、多くの要望を実際に自治体から直接受けましたが、総務省としましては、全国の自治体からの要望にしっかりと応えられる額を補正予算案に計上することができたものと考えております。

なお、河野大臣の発言でございますけれども、補正予算案の計上に当たりまして事務的に総務省及びデジタル庁の間で共有した情報を踏まえての発言だと理解して、私は直接承つておりませんけれども、そういう理解だと思ひます。

○石川(香)委員 システム標準化に関しては法律で義務づけられていて、大臣が御答弁いただいたように、その予算を五百六十三億円、補正で計上して、財政措置を総務省が行うということなんです。つまり、河野大臣ははつきり言つて予算に関しては関係ない場所にいるにもかかわらず、大勢の地方議会の議長の前でお金は出すと発言してしまつた。総務大臣もかなり気を遣つて御発言していただいたかもしれせんけれども、はつきり言つて総務省はちよつと不快感を感じてしまつたのではないかなと思ひますけれども、政府の発言としては当然重たいと思ひます。

システム標準化は大変という質問をしてきましたけれども、今、自治体でも様々な建物とか関連施設の改修とか建て替えというのが多く行われていまして、システム改修と重なり自治体はいろいろな意味で負担が大きくなるんですね。ある程度長いスパンで目標設定をしていただく、そしてシステムの移行を完了するという設定の方が自治体も計画を立てやすいのではないかなと思ひます。

また、システム標準化を自治体の中で、ここは終わったとか、あそこはまだだというような状況はよくないでしょうし、当然、自治体の規模とか業者の数とか、地方が都市部かでも前提条件がそもそも違うということで、この辺の配慮は重要だと思ひます。

これから年度末にかけて窓口業務も忙しくなるということで、感染症も増える時期、あらゆる現場で働く自治体職員にこれ以上なるべく負担をかけないようにするという配慮を、改めてシステム標準化についてもお願い申し上げたいと思ひます。

それでは、次の質問に参りたいと思ひます。次は、ポストコロナの経済社会に対応する地方制度の在り方に関する答申、第三十三次地制調について伺ひます。この中で、非常時であれば国が自治体に指示権

を発動できる新ルールの法制化が必要という論点が出されたということを報道で聞いております。現在、国と地方は対等、協力関係にあつて、コロナに関しての個別法は別として、基本的には自治体への指示や要求というのは違法性があるときのみになつてはいるはずで。

議論の中では、大規模な災害、感染症の蔓延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応ということが想定されるのですけれども、気になるのは「等」という部分です。「等」の部分をしつかり明確にするべきだと思ひますけれども、どのような議論が行われているんでしょうか。

○山野政府参考人 お答えを申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症対応におきましては、個別法の規定では想定されない事態が相次いで生じたことで、国と地方の役割分担等について課題が指摘されたところでございます。

これを踏まえまして、第三十三次地方制度調査会では、現行の地方自治法における一般ルールを尊重しつつ、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方の役割分担や関係をどのように考えるかについて議論されております。

地方制度調査会におきましては、災害や感染症といった個別行政分野に限定せず、個別法では想定されない事態において国と地方を通じた的確な対応が可能となるよう万全を期す必要がある、こうした観点から、大規模な災害、感染症の蔓延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応が議論されているというふうにご承知していただいております。

○石川(香)委員 当初、この部分に関しては、大規模な災害、感染症の蔓延等というところは非平時という表現をされていたと聞きました。非平時という表現はかなり分かりにくいですし、今だって平時ではないという認識がある方は多いと思ひます。

繰り返しますけれども、国と地方は対等関係にあるということが大前提ですけれども、その上

で、冒頭少し触れました緊急事態宣言とか一斉休校とかいろいろありました。国の方針に沿いつつ混乱の中で対応して乗り越えてこられたのは、地方がそれぞれの地域の実情に合ったやり方で知恵を出し、工夫をしてきたからこそクリアできたと思ふんですね。このことを取つても、やはり地方自治は非常に重要であると改めて認識をします。「等」という言葉で曖昧にすることなく、国が地方に指示や要求をできるのはあくまで特例だということ、厳密に、よりしつかり規定するべきだと思ひます。

この議論を見ますと、国がより地方に対して強い権限を持つような方向性であるというように印象を持つてしまうわけですが、その点について大臣に最後にお伺いしたいと思います。

○鈴木(淳)国務大臣 まず、新型コロナウイルス感染症対応におきましては、全国の自治体で、現場の状況や地域の実情を踏まえて様々な対策に御尽力を賜りました。本当にありがとうございます。

そのような中、個別法の規定では想定できない事態が相次ぎまして、国と地方の役割分担等について課題が指摘されました。これを踏まえて、第三十三次地方制度調査会におきましては、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方の役割分担や関係について議論されたところであります。

同調査会の議論におきましては、現行の地方自治法上の一般ルールを尊重し、このような事態における特例として設けられるべき、国が役割を果たすべき場面においても国と地方自治体との間で迅速で柔軟な情報共有、コミュニケーションの確保をする必要があるといったことが指摘されております。私としましては、いずれも重要な点だと思つております。

答申が取りまとめられました後には、総務省としまして、答申の趣旨を踏まえて適切に対応してまいります。

○石川(香)委員 あくまで特例であるということを確認されておりました。ここは是非重く考えていただきたいということをお伝えしたいと思ひます。

今まで、一斉休校、緊急事態宣言、そのほかにもたくさんありましたけれども、検証もまだなんです。いい面、悪い面があったと思ひますので、地方の声をしつかり聞いて、こういうパンデミックとか災害時にどうすれば負担や被害を最小限に食い止めることができるのか、今も決して平時とは言えないかもしれませんけれども、振り返るときに振り返つておかないと、また次から次にいろいろなことが起きてしまいます。その際の地方の声をしつかり取り取つて音頭を取つていただくのは総務省だと思つておりますので、引き続き総務省に是非リーダーシップを発揮していただきたいということをお願い申し上げます。

○古屋委員長 次に、神谷裕さん。

○神谷委員 立憲民主党・無所属の神谷裕でございます。今日も質問の時間をいただきました。改めて感謝し、御礼を申し上げます。

また、鈴木大臣におかれましては、御就任おめでとうございます。しつかりと総務行政を、もう十分に御経験があると思ひますが、これからも遺憾なくその手腕を発揮されるように期待を申し上げます。よろしくお願ひを申し上げます。

さて、本日は、地方交付税についての議論でございます。

まず最初に私がお伺いしたいのは、大事な地方財政。特にここで言われているのは、やはり地方財政は相当厳しいという現状だと思ひます。そういう中において、これまで、いかにして交付税を確保していくのか、地方財政を確保していくのか、そのために皆さん方は本当に議論をしていた

だいたし、腐心をしていただいている、このように思ふわけでございます。例えば過疎にしてもそうでございますけれども、本来、過疎になるのは誰も望んでおりません。しかしながら過疎から外れるということが大変だ、これはひとえに地方財政の厳しさの裏返しだろうと思ふわけでございます。

その中において、私は、これまでの大臣にもお伺いしてきたわけでございますが、地方財政をしつかりと支えていくために、地方交付税も含めてでございますけれども、この確保というか、いかにして増やしていくのか、この辺について、まずは、大臣の決意というのか所感というのか、これをお伺いできればと思ひます。

○鈴木(淳)国務大臣 どうもありがとうございます。

地方財政につきましては、近年、巨額の財源不足が生じておりました。令和六年度におきましても、概算要求時点におきまして一・八兆円もの財源不足、これはフローであります。が見込まれております。

また、財源不足を補填するためにこれまで臨時財政対策債を発行してきたところであります。地方の借入金残高は約八十兆円、これはストックであります。を超える規模となっております。

このように、地方財政は極めて厳しい状況にあるものと認識をいたしております。

一方で、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中で、地方自治体は、子供、子育て政策の強化など、様々な行政課題に直面していただいております。

令和六年度の地方財政対策に向けましては、こうした行政サービスを安定的に提供できますよう、必要な一般財源総額をしつかりと確保してまいりたいと思ひます。

し、地方交付税総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行を抑制するなど、地方財政の健全化に取り組んでまいりたいと思います。

○神谷委員 本日に、地方財政は極めて重要でございます。これからは是非御努力をいただきたいと思うわけでございますけれども。

今回の地方交付税の増額については、まず、税収の上振れの部分があるという御説明でございます。これも昨年に引き続きということでございますので、本来であればこの予測はどうかということな話もしなければいけないのでございますが、上振れした分については実際には交付税法が既に措置を決定しております、交付税法六条の三第一項に規定された措置を本来であれば取るべきだと思います。あえてこの方法ではない方法を取る、これについての所感を伺いたいと思います。

○大沢政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、地方交付税法六条の三第一項におきまして、年度途中で交付税総額が増加した場合に特別交付税の総額に加算をするというふうな法律上はなっております。

しかしながら、近年では地方財政に巨額の財源不足が生じております。こうしたことから、補正におきまして追加的に発生する財政需要等への対応などに必要な財源をしっかりと確保した上で、残余については翌年度に繰り越すといったことを基本としておりまして、そのために必要な法律改正を行ってきております。

今後とも、地方財政の状況を踏まえつつ、様々な要素を総合的に勘案して、その都度適切に対応してまいりたい、このように考えております。

○神谷委員 地方交付税法というのは極めてよくできた法律だと実は私は思っています。足りなげれば、例えば法定五税の税率を変えなさいであるとか、あるいは上振れしたときはどういふふうにしてください、基準財政需要額の単位の算定をしっかりとやっていただいで財源が足りない地域

にしっかりと配っていくというような、本当に大事な制度だと思えます。そういう意味においては非常によくできていると思えますし、逆に言うところ、この原則をなかなか変えるということにはならないんじゃないかなと私は思います。

というのは、あくまで地方自治体の大変大事な財源、しかも一般財源という方が本来自由に使えるお金を我々が決めるといっているのは在り方としてはどうかという部分もありますので、そういう意味において、余り国の意思というものもを反映させるような会計という部分は極力やはり抑えた方がいいんじゃないかと思えます。

そういった意味において、今回、交付税法六条の三第一項に規定された措置とはまた別の措置というか態度で臨むわけでございますけれども、そうだとすると、この六条の三第一項の規定というのがどうなのかというふうな、法改正も含めて考えていかなきゃいけないのかと思ったりもするわけです。

この点について再度、もし所感があれば、お伺いできますでしょうか。

○大沢政府参考人 お答えいたします。

我々としても、交付税法の原則に沿って対応するという点にも、しっかりと財源不足をなくしていく、交付税総額を法定率分ですっきり賄えるような形で財源不足を縮小するというのが極めて大事だろうと思っております。現時点では巨額の財源不足があるわけですが、今後ともしっかりと財源不足の縮小に努めてまいりたいというふうな考えでおります。

○神谷委員 財源不足ということでございます。いかにして地方財政というものを潤していくか、この点については多分思いは一緒だと思います。

ただ、そういった意味においては地方交付税法は本当に大事な法律だと私は思っていますし、最近になって思うのは、基準財政需要額ではないんですけれども、国の方で決めてしまうというか、実際には措置したよという形で、本来は一般財源

ですから自由に使っていただかなきゃいけないお金なんですけれども、それについて、ひもつきと言わないですけれども、余りにもそういった状況が多くなっているんじゃないかという一種の問題意識がございまして、そういった意味において、できる限りやはり法律に従ってやっていくべきなんじゃないかなということで申し上げさせていただきます。

当初に戻りますけれども、やはり地方財源というのをしっかりと確保していただかなきゃいけないと思っております。そういった意味において、先ほど鈴木大臣からも御決意をいただいたと思っておりますので、これで終わりではありません、これからもしっかりと地方財政を確立というか確保していただくために是非御尽力いただきたい、そのことを申し上げさせていただきます。

次に、これまでもこの委員会あるいは予算委員会でも様々議論がされてきた地方税減税について、私からも幾つかお伺いをさせていただきます。

政府の御方針によれば、国税三兆、住民税一兆の減税方針となっております。なぜ全額国税ではなく、今回は住民税とのセットで行われたのか、そのことをお伺いしたいと思います。これについては、同じ北海道でございますが、北海道の厳しい、大変さをよく知る船橋政務官にお願いしたいと思えます。いかがでございますでしょうか。

○船橋大臣政務官 お答えいたします。

今回の措置に関しましては、デフレ脱却に向けて、足下の増収増税を所得税、住民税の形で分かりやすく国民にお返しするものと承知いたしております。

個人住民税のみを負担されている方もおられることから、減税の効果を広くお届けするため、住民税においても減税を行うこととされているものと認識いたしております。

○神谷委員 そういった選択なのかもしれませんが

が、住民税減税となりますと、自治体における事務上の課題、事務費等の問題、措置をしっかりと考えていかなければいけないと思うのですが、例えば所得を確定させてからの税額の決定通知は本当に時間的な余裕がないと私は思っています。

実際に、例えば確定申告の期限を見ますと、御案内のとおり、三月十五日までです。その上で、六月にはもう第一回の引き去りが行われてまいります。三月十五日が確定申告の期限だからといって、所得の確定は当然ながらその後実際に実行されるわけでございますし、実際には、普通徴収、特別徴収がありますけれども、会社さんに引き去っていただくという場合においては、五月にはいよいよ通知を出しておかなきゃいけない。

年末調整あるいは確定申告を経て実際に所得の確定が行われるのは二月、三月、四月と大体承知しておりますが、だとすると、その後すぐに五月には通知を発送する、これはかなり事務的にも大変なんじゃないかなと思うわけでございますが、この点についてどう考えているのかを伺いたしたいと思います。

○池田政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘の地方団体の事務負担への影響についてでございますけれども、税制については具体的な制度設計が今後与党税制調査会において御議論されることから、その中で決まってくるものと認識しております。

総務省といたしましては、地方団体が事務を円滑に実施できるよう、過度な事務負担が生じないよう十分留意いたしまして、地方団体の意見も伺いながら丁寧に対応してまいります。

○神谷委員 局長、今お話をしたように、確かにいろいろなお話は地方の代弁者でございます総務省に集まると思うんです。そういった意味において、今申し上げたように、かなり時間的にはタイトだと私は思います。

先ほどもシステムの話がありましたけれども、所得を確定した、そこから減税の手続をやっている

く、その上でシステムを突っ込んでいかなきゃいけない、そうなりますと、短期間に一気に、事務、あるいはシステムもそうですけれども、業者さんに一気にいくことになると思うんです。一気にいくとなると、当然ながら、まあ業者さんですから期限には間に合わせるようにするかもしれないですが、当然その分、お金というコストが多額になってくると私は思うんです。とすると、そもそも時間のない中で必死にやってみてください、かつそういうお金も高額につきましますという中で、いかにして円滑にやってみようかというのは結構大変な課題じゃないかと思うわけです。でも、いかがでしょう、局長、その辺の感覚は。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

定額減税そのものにつきましては、平成十年の際に定額減税の経験がございます。今後、今回の定額減税のやり方自体はこれから与党の税制調査会で決まってくるわけでございますけれども、我々は、地方団体向けの講演会とかの機会があれば、平成十年の定額減税のときのやり方、こういったことをよく勉強しておいていただければ、あらかじめ心の準備といたしますか仕事の準備ができるのではないかと、このようなことも申し上げてございます。

○神谷委員 平成十年の定額減税の例を出されました。なかなか、あの当時と現在ではシステムが大分変わっているんじゃないかと正直思います。当然いろいろ、それこそDX化された部分もあると思うんです。そういった意味では、実は、平成十年の経験、もちろん生きる部分もあると思いますが、結構これは苦しいんじゃないかと思えます。そういった意味において、やはり相当大変じゃないかと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、多分負担も大きい、負担だけでなく当然事務費もかかってくるということになってまいります、ということであるならば、ここをやはりしっかり考えてあげなきゃいけないんじゃないかと思うわけです。そういった意味において、例えば減税についての様々な事務負担、一兆円の部分もそうですけれども、本体の部分もそうですけれども、しっかりと迷惑がからないようにしてあげなきゃいけないんじゃないかと思えます。最低限、財源の部分だけはしっかりと見てあげなきゃいけないと思うんですが、これについて大臣のお言葉を頂戴したいと思います。いかがでしょう。

た意味において、例えば減税についての様々な事務負担、一兆円の部分もそうですけれども、本体の部分もそうですけれども、しっかりと迷惑がからないようにしてあげなきゃいけないんじゃないかと思えます。最低限、財源の部分だけはしっかりと見てあげなきゃいけないと思うんですが、これについて大臣のお言葉を頂戴したいと思います。いかがでしょう。

○鈴木(淳)国務大臣 しっかりとその辺の関係を踏まえた上で議論したいと思います。

○神谷委員 是非、これだけはしっかりとやっていただかなきゃいけないと思います。

その上で言うと、実は、一兆円ですと、住民税の一人当たりの減税幅はそんなに大きくないんじゃないかなと実は思っています。恐らく、一人一万円戻ってきたとして、それが、例えば四回に分ける、あるいは十二回に分けると非常に少ない金額になるんじゃないか。ひよつとすると、今年、皆さん所得が上がっていますから、受け取って気づいてみたら減税というよりは住民税はむしろかかっている金額が増えているかもしれない、そんなふうにも見えたりするわけです。そうすると、先ほどの政務官の、もちろん減税はないよりあった方がいい、それは誰もがそう思うんだと思うんですけど、実際には、それは誰もがそう思うんだと思うんですけど、これはなかなか難しいんじゃないかなと私自身は思います。

だとするならば、住民税と国税と分けるのではなく、むしろ一本でやった方が手間もかからないう。先ほど申し上げたように、結構地方も大変だ、しかも、減税の効果として、受け取った側といた、しかも、それぞれの皆さん方の感覚、感じ方もそんなにそんなにどうかというふうな状況だとするならば、あえて何で住民税の方で一兆円ということにしたのかというふうなこともすごく気になるわけでございます。

ちなみに、減税によって、交付税の減少額、先ほどの交付税の話ではないんですけども、減少

額をどれくらいと見込むのか、また、この減少額について国による補填は実施されるのか、それについて確認をしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

○大沢政府参考人 お答えいたします。

所得税の減税を行った場合の地方交付税への影響については、現在、影響額や補填方法も含めまして検討しております。いづれにしても、地方の財政運営に支障が生じないよう、年末に向けて財政当局と十分議論してまいりたいと考えております。

○神谷委員 局長、ここは国で決めた減税でございますから、地方がそれによってあおりを食うというところは、これはあつてはいけないことだと思いますので、検討中ということでございますが、大丈夫だということこそ是非言っていただきたいと思えます。検討中だから今はそういうふうに進めていただかなきゃいかぬと思いますので、お願いをしたいと思います。

本来であれば、ここで大臣にもそういう決意を聞きたいところでございますが、いかがでしょうか。こういった意味で、先ほどの話ではないですが、地方には迷惑をかけないよ、お金の苦労はさせないよと是非言っていたらいいと思っております。いかがでしょうか。

○鈴木(淳)国務大臣 ありがとうございます。

まず、答弁の前に、冒頭の御質問について、地方の借入金残高であります、私は百八十兆と言ったつもりであります、八十と聞かされたと言われたので、正確に、百八十兆でございます、おわびして訂正します。(神谷委員「百八十」と呼ぶ)百八十です、ストックです。

今の答弁であります、先般閣議決定されました総合経済対策におきまして、個人住民税の減額は、御案内のとおり、全額国費で補填するとしております。

税制についての詳細は、まさに今、与党の税制

調査会において議論されており、地方も、総務省としましては、地方団体が事務を円滑に実施できますように、地方の財政運営への支障や過度な事務負担が生じないように留意しつつ適切に対応してまいります、覚悟を持って進めてまいります。

○神谷委員 もちろん覚悟を持って臨んでいただくというところで地方の財政には迷惑をかけるという意味が入ってくる、大きくうなずいていただいたので、そういう意味に取らせていただきます。

それではいいと、住民税が減ることによって要は私はふるさと納税にも影響が出るんじゃないかと思うんです。というのは、住民税の減税に資する部分もあります。ふるさと納税は御案内のとおり地方にとつて歳入を得る努力をしている重要な部分だと思っております。ここに影響が出るか出ないか、ここについて最後に話したいと思っております。

○池田政府参考人 お答えを申し上げます。

減税に係る制度設計の詳細が今後である現段階におきまして、ふるさと納税等への影響について確認することは申しかねますが、そうした影響なども考慮しつつ、税制の詳細について今後与党税制調査会において御議論されるものと考えております。

○神谷委員 これで終わりにしますが、地方の自治体の皆さんにとつて重要な御関心事、そして来年の懐に係る部分でございますので、そういったメッセージは極力早く出していただけるように、そして安心のメッセージを出していただけるように最後にお願いさせていただきます、私の質問いたします。

ありがとうございます。

○古屋委員長 次に、湯原俊二さん。

○湯原委員 立憲民主党の湯原俊二です。

先ほど同僚議員の神谷議員が訴えたように、国の様々な施策によって地方の自治体が負担をかぶ

るということがないようにはしなければいけないという思いは共通であります。

私のまず一本目の質問は、自治体情報システムとの共通化とガバメントクラウドの質問をしたいと思いますが、私は片一方で、地・こ・デジの特別委員会がさつき同時並行でありましたので、同僚議員の石川議員の質問を聞いておりませんので、ダブって質問したときはお許しをいただいで、お答えいただければというふうに思います。

それでは、早速でありますけれども、質問をさせていただきます。

システムの標準化とガバメントクラウドについてでありますけれども、まず、現状をどのように認識されているのか。二〇二五年度までに移行する、こういうことではなかったわけでありましてけれども、現状のところはどうなのか、全体の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○阿部政府参考人 お答えいたします。

地方公共団体情報システム標準化でございますけれども、現在、基本方針におきまして移行スケジュール及び移行に当たった課題を把握するとされたところから、移行スケジュールに関する調査を実施しました。二〇二五年度に標準準拠システムへの移行作業が集中することや、二〇二五年度までの移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムが存在しているということが明らかにになりました。

これを踏まえまして、九月に基本方針を改定し、標準準拠システムへの移行期限につきまして、原則二〇二五年度を目指すことは維持しつつも、システムの移行作業をできる限り前倒しすることによる移行時期の分散が可能となるよう国が集中的に支援するとともに、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについてはシステムの状態を十分把握した上で適切な移行期限を設定することを規定いたしております。

現在、システムの詳細を把握するため、都道府県や総務省と連携しながら、移行の難易度が極めて

高いシステムについて自治体から申出があったものに関してヒアリングを行うなど、状況の確認を進めているところでございます。

○湯原委員 阿部審議官からお答えいただきまして、ありがとうございます。

現状を言えば、調査をしているんだと。二〇二五年で大部分あちこちの自治体やるのでなかなかそこまで難しいところもあるし、そもそも困難システムがあつて難しい。九月にも出されたということでありまして、二〇二五年を目指すことを維持しつつ分散化して、困難なものに対しては、今おっしゃったのは適切な時期という言葉でおっしゃったと思います。

そこで、私、お手元に資料を配付させていただいておりますが、資金面、財政面のこととちよつとお伺いしたいと思います。

一枚目が、鳥取市と書いてありますが、鳥取県下の自治体のシステム移行に一〇〇％に対してどの程度補助金が出ているか、今般の補正で五千六百十三億円ついておられますけれども、この前の段階までどの程度国からの資金でそれが充足していたかというのが一枚目でございます。これは鳥取県下です、大体二割ぐらいであります。調査中ということでありまして、全国のところはまだまだ分からないんですけども、二枚目をめくつてもらうと、これが、いろいろ調べておりますら、全国市長会行政委員会というところが所属の五十一団体に調査したものであります、これが二枚目です。これも、おおむね、御覧いただく、大体二割から三割ぐらいのところが多いのかなというふうに見るわけであります。

つまりは、移行費用のうち二割から三割ぐらいしかまだまだお金が足りていないんじゃないか、こういうアンケート結果、これは共通しているんじゃないかなと思います。

この点を踏まえて、政令指定都市の標準化の要件はこれから設定が確定していくという状況でありますけれども、この費用について、一つは、総

務省のところでは基金を設けて今そこから出しているんですけども、この年限が二〇二五という年限になつていくわけでありまして、本当にこのままがいいのか。先ほど答弁でありましたけれども、分散化をして適切な時期という言葉がある中で、基金の期限の在り方。そして、先ほど質問がもしかしたらあつたかもしれないけれども、資金面で今二割か三割しか充足してないということ、これを、大体全国的に同じ状況かなと思いますので、この点について大丈夫ですかということをお伺いしたいと思います。

○山野政府参考人 お答えいたします。

二点についてお尋ねがございました。まず、後半の資金面の話でございますが、デジタル基盤改革支援補助金でございますけれども、これは、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を踏まえまして、各自治体の基幹業務システムを標準準拠システムへ移行させるために、これまで合計で千八百二十五億を予算計上し、財政支援を行つてまいりました。

こうした中で、昨年度末までに、各自治体の意見や要望を踏まえ、各業務の標準仕様書がおおむね作成されまして、標準準拠システムの開発環境が整備されてまいりました。

このため、全国の自治体に対して、データ移行等、標準準拠システムへの移行経費を調査し、その結果を精査した上で、今回の補正予算では、デジタル基盤改革支援補助金として五千六百十三億円を追加計上したものでございます。

それから、もう一つの設置期限の話でございますが、設置期限につきましては、地方公共団体情報システム構築法におきまして令和七年度末とされております。各自治体においては、現在、移行作業に鋭意取り組んでいただいているところでございます。

一方、一部のシステムにつきましては、現行システムがメインフレームによつて構成され、標準準拠システムへの移行に時間を要するシステムが

ある、あるいは、現行の事業者が撤退し、代替事業者が見当たらないシステムがある、こういったものもございまして、標準化基本方針におきましては、こうしたものにつきまして当該システムの状況を十分に把握した上で所要の移行完了期限を設定することとされております。

現在、デジタル庁とともにその状況を調査しているところでございまして、その内容を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

○湯原委員 山野局長、ありがとうございます。

一つは、今まで千八百億円の支援をしてきて、今回の補正で五千六百十三億円をすることで、メインフレームもいろいろ困難な事例等々があつて、所要のところは適切に対応していくという言葉であります、結果として、改めて聞きますけれども、基金の延長というものも当然、適切に対応ということは含まれるということ、こういうことでよろしいですか。

○山野政府参考人 お答えいたします。

ただいま申し上げましたとおり、当該システムの状況、各自治体の状況を十分に把握して所要の移行完了期限を設定することとされておりますので、お尋ねの件につきまして、移行困難システムの調査結果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○湯原委員 調査結果を踏まえてということですから、結果として期限の延長も当然出てくるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど神谷さんも減税の話に絡めておっしゃつておりましたが、ここで私が申し上げたいのは、調査結果を踏まえて期限の延長があるということ、支援の在り方も、充足率二、三割を一〇〇％に近づけていく、こういうことでありましようけれども、実際の方から見れば、当初からやはり不安が十分あつたわけですね。二〇二五年にまず間に合うかどうかということ。私も以前、総務委員会で質問したこともありまして。そして、財政的に、お金の面で本当に支援してもらえないかどうか

か、こういう不安があったわけでありませう。

基金の期限の延長はこれからだということでありませうけれども、是非、先ほどの減税の話もそうですけれども、自治体の皆さん方に前広に方向性を示さないで、その都度その都度不安がっているか、お金を本当に来るんだらうか、どうなんだらうか、こういうことを私は懸念しているわけでありませう、そうじゃないと二の足を踏むということになると思いますので、国が目指しているところとは違ってくる、こういう懸念が出てまいりませうけれども、この点について前広に自治体に説明していく、こういう姿勢についてお伺いしたいと思います。

○鈴木淳 国務大臣 先ほど来答弁がございませうけれども、標準準拠システムにつきましては、これまで、各自治体の御意見や御要望を丁寧に向いながら標準仕様書の検討を行ってまいりました。昨年度末までに、各業務の標準仕様書がおおむね作成されまして、全国の自治体における標準準拠システムへの移行経費に係る調査を行っております。

今回の補正予算案では、御案内のとおり、千八百二十五億円に対して五百六十三億円を追加計上しておりますので、総額で六千九百八十八億円でございます。

また、私自身も、これまで各自治体の首長から多くの要望を受けました。総務省としまして、全国の自治体からの御要望にしっかりと応え得る額だと思っております。

いずれにしても、今後とも、各自治体の御意見、御要望をしっかりと承りながら、各自治体がお不安を感じることもなく、円滑かつ安全に標準化の取組を行えますよう取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○湯原委員 鈴木総務大臣、ありがとうございます。不安を感じないようにというのを是非、先ほど申し上げたように、以前から自治体がお不安がっている、先ほど資料一で出したように、鳥取県下の自治

体もお不安がって、大丈夫だろうかということではありますので、そういうことがないようにしていただきたいと思っております。

移行についての話を今までしましたけれども、この先の運用について、ちょっと一点だけ質問させていただきます。

めぐって三枚目ですね、これはデジタルが出てくる資料であります、先行自治体といいますが、どのぐらいかかるだろうか。国は三割カットということを書いておりましたけれども、先行自治体をごに書いておりました。

棒グラフで、下の方にマイナスになっているのがコストカットが進んでいるということでありませうけれども、神戸市さん、神戸市役所、幾つかがやったときにはいい具合にマイナスの方に棒グラフが振れているんですけど、右側の方を見ると、瀬戸内三市、美里町、あるいは笠置町等を見ると逆に今までよりコストがかかってしまっている、こういうことがありまして、運用面についても大丈夫だということを前広に説明していただかないと、先ほど申し上げたように、ここでも運用のことで逆に負担が増えるんだらうか、やはり二の足を踏む、こういうことへつなげていくと思

いますけれども、この点について御答弁いただけたいと思っております。

○石川副大臣 湯原委員にお答えいたします。

標準化対応かつガバメントクラウド移行後の運用経費は業務アプリケーション最適化対応などで費用削減が可能と考えておりますけれども、先行事業における検証等を通じて、二〇二五年までに最適化対応が難しい事業者があること、また、既にシステムの共同化等によって最適化されたものであることから移行後すぐに運用経費の削減効果が見込まれない自治体があることが明らかとなりました。

そこで、そのような自治体におきましても現行システムの運用経費レベルまで経費削減がござ

すよう、費用説明や改善協力を行うよう事業者に対する働きかけを行うとともに経費削減事例を共有するなど、デジタル庁として様々な支援をしてまいりたいと考えております。

また、ガバメントクラウドの利用料につきましても、大口割引や長期継続割引を導入するなど、クラウド利用料の低廉化を図る取組を継続して行っております。

デジタル庁としては、自治体からの声を真摯に受け止めながら、ガバメントクラウド移行後に伴います課題の解決に向けて丁寧に対応を取ってまいります。

○湯原委員 ありがとうございます。

ちょっと時間がもうなくて、あと一問だけ、違った質問をします。

認知症の行方不明者への対応ということで、全く畑が違うんじゃないかとお思いかもしれませんが、私は、地方交付税の基準財政需要額の行政需要という中身がだんだん変わってきたんじゃないか、こういうふうな思っております。実際、認知症の方で行方不明になっているのは年間一万八千人、この十年間で倍増しております。私の地元の鳥取県米子市でも、若年性の方で三か月半も行方が分からない人もおられるし、大体、一年間で百人近い人が行方不明のまままだという状態であります、そういう意味では行政需要の中身は少子高齢化に合わせていかなきゃいけない、こういう思いを持っております。

こうした認知症の行方不明者への対応について、やはり改めて国が前面に出ていって対応していかなきゃいけないんじゃないか、そして、地方に対しては地方交付税の行政需要の一つの項目みたいなものを入れていって、社会が変わっていく変化への対応をしていくべきではないかと思

いますけれども、御答弁をいただけたらと。

○古屋委員長 時間が参っておりますので、簡潔にお願いたします。

○和田政府参考人 警察においては、行方不明者

届を受理した際は、届出人から行方不明時の状況を詳細に聴取し、事案の緊急性、切迫性を判断するとともに、警察庁を介して各都道府県警察において情報共有を図るなど、緊密に連携しつつ、行方不明者の生命身体の保護を最優先に発見活動を行っているところであります。

また、行方不明者の早期発見に資するよう、自治体等が配付するQRコードシールやGPS機器を活用した捜索や、ドローンによる上空からの捜索など、技術を活用した発見活動も実施しているところであります。

警察では、引き続き、先進的な取組を都道府県警察で共有するなど、様々な技術を活用しつつ、効率的に行方不明者の発見活動を推進してまいりたいと考えております。

○湯原委員 警察にとつては大変な負担になっておりまして、改めて、地方交付税の在り方、社会の変化に対応すべきものに変えていただきたいと思

います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○古屋委員長 次に、吉田とも代さん。

○吉田とも代委員 日本維新の会の吉田と申しませう。

それでは、限られた時間ですので、早速質問に入らせていただきます。

国と地方の債務残高は、財務省の二〇二三年の予算ベースでの資料によりますと、国が一千九百七兆円、地方が百八十三兆円と合わせて約二千二百八十兆円で、全体では年々増加傾向にありませう。このうち地方分については減少傾向にあり、こちらについては評価できるものの、それでも百八十三兆円もあります。日本の政府債務総額の大きき対GDP比は先進国でも突出しています。この債務残高は、長期にわたって国民の税金で返していくしかなくあります。次世代への負担を極力減らすことが必要です。

そこで、鈴木総務大臣にお伺いします。地方の

財政状況の現状の認識と、地方財政の健全化に向けたどのように取り組む方針か、見解をお伺いします。

○鈴木(淳)国務大臣 ありがとうございます。

地方財政につきましては、近年、巨額の財源不足が生じておりまして、令和六年度におきましても概算要求時点で一・八兆円もの財源不足が見込まれております。

また、財源不足を補填するためにこれまで臨時財政対策債を発行してきたところでありまして、地方の借入金残高は約百八十兆円を超える規模となっております。

このように、地方財政は大変厳しい状況にあるものと認識をいたしております。

一方で、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中で、地方自治体は、子供、子育て政策の強化など、様々な行政課題に対応していく必要があります。

令和六年度の地方財政対策に向けては、こうした行政サービスを安定的に提供できますよう、必要な一般財源総額をしっかりと確保してまいりたいと思っております。

あわせて、現在御審議を賜っております法案に基づきまして、令和六年度の交付税の財源として繰り越すこととしております。〇・五兆円も活用し、地方交付税総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行を抑制するなど、地方財政の健全化に取り組んでまいりたいと思っております。

○吉田(と)委員 ありがとうございます。

翌年度のことでも重要ですが、債務残高はイコール借金です。今後の我が国の社会構造を考えた場合、将来を担う若者への負担が余りにも大きくなるのではないのでしょうか。債務である限り、元本だけでなく、年々の利払いも発生します。少子高齢化が加速する中で、社会保障費の負担も大きくなっていきます。将来に対して悲観一辺倒にならないように道筋を示すことが我々の責任ではないか

と考えます。引き続き、財政の健全化に向けた対応をよろしくお願いたします。

さて、一般の交付税法の改正案ですが、交付税特別会計借入金金を〇・三兆円繰り延べしています。

税収が上振れし、交付税の法定率分が増加しているにもかかわらず、償還金を増やしていくならまだしも、繰延べするということは、将来にツケを回すことになりません。

そこで、お尋ねします。交付税特会借入金金の償還繰延べについて、〇・三兆円繰り延べた理由の御説明をお願いいたします。

○大沢政府参考人 お答えいたします。

まず、今回の補正予算案におきましては、地方団体から臨時財政対策債の縮減について強い要望があることなどを踏まえまして、その償還のための基金の積立てに要する経費〇・三兆円を措置することといたしました。

これと併せて、交付税特別会計借入金金の償還〇・三兆円の繰延べ措置を講ずることとしておられるわけですが、これは、一つには、翌年度の税収動向が現時点では不透明でございますので、できる限り令和六年度の地方交付税の財源として繰越額を確保する必要があること、また、交付税特別会計借入金金の償還については償還計画におきまして毎年度、今後ですけれども、〇・五から一兆円の償還を行うこととしております。

令和五年の度当初予算においては予定していた〇・五兆円を大幅に上回る一・三兆円を償還することとしておりましたので、今回〇・三兆円を繰り延べたことといたしまして、これまで取り組んできた償還の取組が大きいく後退するものではないということでございます。

また、今回の交付税特別会計借入金金の繰延べ額は臨時財政対策債償還基金費に活用しておりますので、今回の措置により、全体として見ますれば財政健全化が後退するものではないと考えております。

いづれにいたしましても、今後とも交付税特別

会計借入金金の償還や臨時財政対策債の発行抑制など、地方財政の健全化に努めてまいりたいと考えっております。

○吉田(と)委員 交付税特会借入金金の償還を繰り延べたり、来年度の交付税へ繰り越したり、このような取扱いが地方にとっても非常に大きな関心事だと思っております。

昨年度のような単純な地方交付税の増額と翌年度繰越であれば、賛否はともかく意図を理解しやすいです。それに比べて今年度の取扱いは、公庫債権金利変動準備金を今回使わず翌年度以降の活用に先送りしたり、臨時財政対策債の償還財源を地方に配分したり、今の議論のように交付税特会借入金金の償還を繰延べしたり、足したり引いたりとテクニカルな扱いも多く、それぞれに理由があることとは思いますが、しっかりと説明をされる必要があるものだと考えます。そこに誤解や疑問が生まれないような適切な対応をお願いいたします。

では、次に、地方交付税の取扱いについて、誰がどのような考えで決めていらっしゃるのでしょうか。その際地方や審議会などの意見を聞く機会があるのかを教えてくださいたいと思っております。

○大沢政府参考人 お答えいたします。

地方からは、経済対策の着実な実施のために令和五年度の地方交付税を増額してほしいということ、臨時財政対策債の縮減、抑制に努めてほしいということ、来年度、令和六年度に向けて安定的に交付税総額の確保を図ってほしいということなどの要望をいただいております。

また、交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合は地方財政審議会の意見を聞かなければならないこととされております。今回の法律案につきましても同審議会の意見を聴取しているところでございます。

年度途中に地方交付税が増加する場合の取扱いにつきましては、こうした地方からの要望でございます。どうか地方財政審議会の意見なども踏まえま

して、その都度、取扱いを検討し、法改正を行う対応してきていますものがございます。

○吉田(と)委員 ありがとうございます。もちろん、地方税の取扱いについては最終的に国会の地方交付税法の審議を通じて決定することになると思いますが、原案プロセスについてはできる限りオープンにさせていただきたいと思っております。

そのような中で、これからの地方交付税、本来の地方の財源であり、国がその配分や取扱いを決めてしまつて果たしてよいのかという問題意識がござります。

そこで、質問ですが、現在の地方交付税制度は、国が総需要額を算定し、配分決定を行っております。地方団体は国の方針に従わざるを得ず、地方の独立性が損なわれるのではないかと危惧します。地方から総務省へ要望や陳情に行かなければならない流れ、構造を生み出しています。我々日本維新の会が提唱するように、地方が合議の下、地方交付税を決定する仕組みにすべきと思っております。

○鈴木(淳)国務大臣 自治体間でいわゆる水平的な財源調整を行うことにつきましては、他の地域の行政サービスに充てるために地方税を徴収することについてどのように考えるか、他の地域に税を拠出する側の住民の理解が得られるかという課題がござります。

また、我が国では、多くの行政分野におきまして国と地方の役割分担を法令等により定めておられまして、自治体間の財政力格差がある中で、どのような地域でも一定水準の行政サービスを提供できますように財源を保障することは国の責務であります。これを自治体相互間の調整に委ねることは課題が多いものと認識いたしております。

○吉田(と)委員 ありがとうございます。

やはり地方のお金は地方で取扱いを決めるべきだと考えます。地方分権の意義は、国の持つ権限や財源を市町村や県など地方自治体に移すことで町づく

りや暮らしづくりに地域で暮らす人々の声を直接に反映し、実現していくことです。地方分権を進めるには財政的に独立することなしには実現できないわけですが、我々日本維新の会の維新八策では、国が総需要額を算定して交付する地方交付税制度は廃止し、新たな財政調整制度として調整財源の配分を地方が合議で決める地方共有税を創出と政策提案しています。地方のことは地方で決めていくというのが真の地方自治につながります。最後に、地方財政の健全化の取組について、債務が減少していることについては評価をしつつ、財政健全化の取組を更に進めていただきたいと申し上げたいと思います。

そして、あと残り一分なんですけど、恐らくまだ検討中としかお答えできないかと思うんですが、今回は答弁を求めませんけれども、定額減税についても言及をさせていただきます。

現行、ふるさと納税、住宅ローン控除、医療費控除など、所得税、個人住民税の減税に係る制度があります。これらの適用を受けているものが来年から実施される定額減税によりどのような影響を受けるのか、不安感を持つのも当然です。制度設計など詳細は今後与党税制調査会で検討するということですけれども、本当に定額減税を実施するのであれば、政府としても、少しでも適正な制度、意味のある制度になるよう、鈴木総務大臣におかれましては制度設計を注視していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○古屋委員長 次に、中司宏さん。

○中司委員 日本維新の会の中司宏です。質問の機会をいただき、ありがとうございます。地方交付税の改正について、これまでの質問と重複する点がありますけれども、地方の財源の確保という観点から、重ねて質問をさせていただきます。

今回の法改正の内容はここでは繰り返しません

けれども、ここ三年、規模の大小はありますけれども、同じような増額が行われています。地方への財源の措置、あるいは、財政健全化のために充当される、こういう点では一定評価するものですが、けれども、例えば、臨時財政対策債の償還について言えば、前回は、三年度、一兆五千億円が措置されましたけれども、四年度は償還分はゼロでした。そして、今回は三千億円ということで、このように、増額分の取扱い、つまり処理の仕方が年度によって違いがある、対応に一貫性がありませんが、増額分の取扱いに一定のルールとか計画性が見えない。どうも増額分の行き先が行き当たりばったりと思えて仕方がない、こう思います。

先ほど、吉田とも代議員からの質問にもありましたが、次年度以降、交付税の増加額の取扱いに関する新たなルールとか、そうした地方にも分かりやすい形にしていきたいんですけれども、お答えください。

○大沢政府参考人 お答えいたします。

国の補正予算に伴いまして年度途中で地方交付税が増加した場合の対応につきましては、その時々々の地方財政の状況等を踏まえて適切に対応することが重要と考えております。

近年では、地方財政に巨額の財源不足が生じておりますので、追加的に発生する財政需要等への対応などに必要な財源を確保した上で残余を翌年度に繰り越す、これが基本であろうと思っております。その上で、その時々々の状況に応じて必要な対応を行うこととしております。

先ほど委員がおっしゃられました令和三年度においては、当初の段階でかなり臨時財政対策債の増額発行等が行われたり、交付税特別会計の借入金の償還繰延べ等を当初の段階でかなり行っておりましたので、それを踏まえて、年度途中で償還繰延べをむしろ前倒して償還を早めるといったような対応を取らせていただいたわけでありませ

今回の場合には、そういったことではございませ

んで、給与費等が増加をして、来年度以降も社会保障関係費等が増加を続ける中で地方財政が大変厳しい状況にありますので、臨時財政対策債の縮減のための償還基金費をつくることで翌年度以降の公債費を縮減させて、これによって地方財政の安定化を図ろうという観点で生じたものでございまして、その時々々の状況において必要な法改正を行ってまいりたいと考えております。

○中司委員 その時々々の状況によってということ

ですけれども、ちよつと分かりにくい状況だと思

いますので、その辺、もう少しきちつとしたルール化といいますか、計画性を持ってやっていただきたいと思っております。

もう少し具体的に聞きますと、三年度の補正時

の臨時財政対策債の償還分、これは三年度に発行した臨時債の将来の償還に充てるということになつていきますけれども、今回は過去に発行した臨時債の令和六年度、七年度分の償還に使うということ

をされていまして、年度によってはそういう

細かな扱いも違つていまして、年度によって、これはなぜなのか。これは地方に分かりにくいので、説明いただけますか。

○大沢政府参考人 臨時財政対策債償還基金費の

関係だつたと思っております。

こちらにつきましては、令和三年度につきましては、当初予算で臨時財政対策債の発行額が大幅に増加をしていたということで、当該年度の臨時財政対策債を対象にいたしまして償還基金費を措置したという趣旨でございます。

一方で、令和五年度の補正予算におきましては、臨時財政対策債の償還基金の積立て〇・三兆円を措置しておりますけれども、これは、令和六年度、七年度の償還について措置をしておるわけ

でございます。

これは、先ほども若干申し上げましたが、臨時

で地方財政は大変厳しい状況にございますので、償還基金費の措置を行うことにより来年度以降の公債費負担の抑制につなげようということでございます。これが安定的な地方財政の運営に資することなどを踏まえた、そういう趣旨でございます。

○中司委員 ちよつと納得できない部分もありま

すけれども。次に、交付税特別会計の償還を繰り延べた財源

三千億円についてですけれども、約三十兆円あります交付税特別会計の借入金

の返済について、償還計画を作成しておられますけれども、計画によ

ると元々今年度の償還額は五千億円とされてい

た、それを当初予算で八千億円上積みして一兆三

千億にした、それを今度は逆に三千億円繰り延べるといふ、こんな一貫性のない扱いになっていま

すけれども、それはどうしてですか、お答えくだ

さい。

○大沢政府参考人 お答えいたします。

令和五年度の地方財政計画におきましては、地方税や地方交付税法定率が

増加する中で、新型コロナウイルス感染症の影響により生じていた交付税特別会計借入金の償還繰延べをできるだけ解消するという観点から、御指摘のとおり、予定していた〇・五兆円の償還に加えて、〇・八兆円を前倒しして一・三兆円の償還を行うということにさせていただきます。

その後、今年度の給与の増額改定の影響もあり、また、会計年度任用職員の処遇改善の法律案が改正をされるなど、歳出の増加が大きくなつてくる

ことが見込まれるようになり

ました。今回の補正予算におきま

しては、地方から縮減の要望の強い臨時財政対策債の償還基金費を抑制すること

によって、来年度以降の地方公共団体の公債費が抑制をされて、地方団体の安定的な財政運営に資

することに考えております。

一方で、翌年度の税収動向が現時点では不透明

であり、できる限り令和六年度の地方交付税の財

源として繰越額を確保することも必要であったことから、交付税特別会計借入金金の償還を〇・三兆円繰り延べまして、先ほど申し上げた臨時財政対策債償還基金費に活用することとしたものでございます。

なお、交付税特別会計借入金金の繰延べ額は臨時財政対策債償還基金費に活用しております。今回の措置により財政健全化が後退するものではないと考えております。

〇中司委員 後退するものではないと言われますけれども、ちょっと理解できないのは、地方からの要望は、一貫して、臨時財政対策債の発行を抑制するということだと思っております。

今年度発行した臨時財政対策債は一兆円ですが、当初予算で交付税特別会計の償還額を八千億円積み上げせずに、計画どおりに五千億に抑えておいて、上積みした八千億円を臨時財政対策債の発行抑制の財源に充てていけば、結果として、今年度発行した一兆円のうち、八千億円分の臨時財政対策債の発行は必要がなかったのではないのでしょうか。そういうふうに思いますけれども、必要のない借金を地方にさせた、その結果、後年度の負担がまた増えることになった、こういうふうな受け取れるんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

地方の借金である交付税特別会計の借入金と臨時財政対策債の累積残高、これは合わせておよそ八十兆円あります。地方の借金なので、総務省にとっては、特別会計に返すか、それとも臨時財政対策債を償還するか、これはどちらも同じことと言えるんですけれども、地方にとっては違うんです。

地方の声を聞くというのであれば、明らかに、地方自治体に肩代わりさせている臨時債、つまり自治体の借金である臨時債を新たに発行させるよりも、地方の立場に立っていえば、まず優先すべきは臨時債の発行抑制であって、そのための償還、これを優先すべきだと思うんですけれども、

この点、大臣、どうでしょうか。

〇鈴木(淳)国務大臣 交付税特別会計借入金金の償還の考え方は先ほど自治財政局長から答弁させていただきましたけれども、交付税特別会計借入金も臨時財政対策債も極めて巨額の債務残高でございます。また、交付税特別会計借入金は地方の負担において償還するものでありますから、どちらを優先するというのではなくて、その時々状況を踏まえつつ、できる限り償還を進めて、地方財政の健全化を図ってまいりたいと思います。

〇中司委員 ちよつとかみ合わないのは、臨時債をもう一回借換えして発行するということが、更に地方の負債を増やすということになりますので、そこは僕は違うと思うんです。ですから、できるだけ臨時債の発行抑制とその償還を優先すべきだ、私は地方の立場に立つたらそうすべきだと思っておりますけれども、それはまた議論させていただきます。

最後に、もう時間がありませんので、子供、子育て政策の強化のための地方独自の事業に充てる地方財源の確保についてですが、総務省としては、地方財源の確保について十分な配慮が必要だということであり、財務省は、自治体の既存の経費を整理して充てるということであり、つまり、これは、財務省からいえば、地方への新たな財源確保はしないということに等しいと思っておりますけれども、これは、いわば財務省と総務省の綱引きであって、あるいは国と地方との綱引きのように見えるわけでございます。

大臣におかれましては、子供、子育て政策の強化に当たって、地方の立場に立って、地方独自の事業展開のための一般財源を拡充すべきだ、こういう立場に立っていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

〇鈴木(淳)国務大臣 少子化は、我が国の社会全体に関わる先送りできない重要な課題であると認識をいたしております。

子供、子育て政策の強化は、国と地方が車の両

輪となつて取り組んでいくべき課題でありまして、六月に閣議決定されましたことも未来戦略方針には、加速化プランの地方財源につきましても検討することが盛り込まれております。

今後、総務省としましても、地方の意見を十分に踏まえつつ、関係省庁とも連携し、予算編成過程を通じて地方の財源確保にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

〇大沢政府参考人 先ほど、答弁の中で、臨時財政対策債の償還基金費を抑制と申し上げましたが、臨時財政対策債の償還基金費を措置の間違いでございます。謹んで訂正させていただきます、失礼しました。

〇中司委員 ありがとうございます。

先ほどの質問にもありましたが、地方の立場に立っていただくということは、もちろん大臣のおっしゃっているとおりでございます。

総合経済対策に含まれる所得税の減税、六年度の交付税の財源の減少分の補填をしなければならぬわけですが、これは検討中ということですが、地方にシワ寄せが来ないようにお願いしたいということで、もう一度、大臣、お願いします。

〇鈴木(淳)国務大臣 当然ながら、地方の立場に立って、財務省と折衝してまいります。

〇中司委員 ありがとうございます。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

従来より、全国知事会や全国市長会におきまして、歳出の状況に合わせて国と地方の税源の配分を見直すべきであるとの主張があり、有識者からも、地方における歳入と歳出の状況を見ますと国税から地方税への財源移譲がまだまだ不十分であって、歳入に関する地方自治が機能していないのではないかと指摘があります。

我が国における国と地方の歳出比率はおよそ四対六となっておりますが、国税と地方税の収収比率は、地方交付税等を通じた国から地方への財政移転によって賄われている状況です。抜本的な税源移譲が必要であると考えますけれども、現状を鈴木総務大臣がどのように受け止められているのか、また、国と地方の税の在り方につきまして鈴木総務大臣の御見解をお伺いいたします。

〇鈴木(淳)国務大臣 国と地方の税源配分の割合につきましては、近年、国税が六割、地方税が四割前後で推移しております。

この割合に大きな変化が見られないのは、消費税率の引上げによる増収効果が国税の方が大きかったことなどによるものと考えておりますが、地方税収については着実に充実が図られてきたものと認識いたしております。

総務省では、これまで、個人住民税において三兆円の税源移譲を行い、消費税率引上げに際して地方消費税を拡充するなど、地方税の充実確保に向けた取組を進めてきたところでございます。

一方、国から地方への税源移譲につきましては、国、地方とも厳しい財政状況にあることや、地方団体間の財政力格差への影響に配慮する必要があることなども踏まえて検討することが必要でございます。

今後、総務省としましては、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組みとともに、地方税の充実確保に努めてまいります。

〇西岡委員 今大臣から御答弁いただきましたけ

れども、抜本的な税源移譲を是非今後も進めていっていただきたいというふうに思っております。

続きまして、今回の総合経済対策によりまして、個人住民税につきましては定額減税が盛り込まれたところでありますが、個人住民税については、前年の所得に応じて課税される仕組みとなっております。かねてから議論のあるところですが、前年より大幅に所得が減った場合にコロナ禍におきましては、この問題点が明確に浮き彫りになったというふうに認識をいたしております。

その担税力が発生した年に課税するのが本来の姿ではないかというふうに考えますけれども、例えば外国人の方についても、所得の発生と課税にタイムロスが生じるることによって、国外転出をして課税できないケースも指摘をされております。現年課税化については、総務省の御見解をお伺いいたします。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

個人住民税の現年課税化につきましては、これまでの国会における議論などを踏まえまして、学識経験者、企業、地方団体等を構成員とする検討会において議論、検討を行ってきております。

その中で、制度移行時の課題として、納税者の方や地方団体における事務負担に加えまして、企業におきまして、業務が多忙な年末に所得税に加えて個人住民税の年末調整事務が生じること、また、個々の従業員の年初時点、一月一日時点の住所を企業におかれて正確に把握するための事務が生じることなどが指摘されているところでございます。

現年課税化の実現に当たりましては、納税者である住民、特別徴収義務者である企業、そして課税事務を行う地方団体、それぞれに重要な事務負担が生じないようにすることが極めて重要だと考えておりまして、今後とも関係者の意見を十分に伺いながら検討を深めてまいります。

○西岡委員 今総務省としても、様々な今ある課

題についてお取組を続けていただいているということでございます。引き続き、是非、現年課税化へ向けたお取組を続けていただきたいというふうに思っています。

続きまして、本改正におきましては、令和五年度補正予算によって増額された地方交付税を繰り延べることに伴う財源〇・三兆円については、〇・六兆円を交付した上で、〇・一兆円公庫債権金利変動準備金の活用を取りやめて、残余の〇・五兆円を令和六年度分として地方交付税に加算するものとしている法改正でございます。

今回の補正予算で増額された交付税につきまして、増加額のうち、調整額の復活や追加的に発生する財政需要等に対応した上で、残高を翌年度の交付税の財源とするという特別な措置が近年繰り返されております。このような判断をするに当たって、事前に地方の意見というものを十分に反映された上で決定をされているのか、この決定過程につきまして、鈴木総務大臣にお伺いいたします。

○鈴木(淳)国務大臣 地方の意見が十分反映されているかという質問でありますけれども、地方からは、経済対策の着実な実施のために令和五年度の地方交付税を増額すること、臨時財政対策債の縮減、抑制に努めること、令和六年度に向けて一般財源総額を確保、充実するとともに安定的に交付税総額の確保を図ることなどの要望をいただいております。

令和五年度補正予算におきましては、地方の要望も踏まえて、地方交付税について、地方団体が一般の経済対策の事業等を円滑に実施するために必要な財源として〇・三兆円、臨時財政対策債の縮減のためにその償還基金費として〇・三兆円、合わせて〇・六兆円を交付することとしました。また、依然として巨額の財源不足があると試算されている令和六年度の地方交付税の財源として〇・五兆円を繰り越すこととしました。

なお、地方からは、今回の補正予算につきまし

ては、地方交付税の増額を盛り込んだことにつきまして一定の評価をいただいていると思っております。

○西岡委員 交付税増額については一定の評価というお話がございましたけれども、このような場合に政府がその使途を決定していくということその都度やっていくことよりは、地方交付税法に交付税増額の取扱いについての新しいルールを作成するというのも一つの選択肢ではないかというふうに思います。このことについて鈴木総務大臣の御見解をお伺いいたします。

○鈴木(淳)国務大臣 地方の意見も一定しっかりと認識しながら進めていきたいと思っております。○西岡委員 是非、ルール化につきましても引き続き御検討をお願い申し上げます。

続きましての質問でございますけれども、今回の総合経済対策には所得税、個人住民税を定額で減税する措置が盛り込まれておりまして、私も、前回の鈴木大臣への質問の中で、所得税減税による交付税への影響についてお尋ねをいたしました。そのときの大臣の御答弁は、地方の財政運営に支障がないよう年末へ向けて財政当局と十分に協議するという御答弁でございました。

現時点で所得税の定額減税による交付税の減額をどの程度見込んでおられるのか、また、今後どのように補填していく方針であるか、もし今大臣からお話しただけのことがありましたら、御見解をお伺いさせていただきます。

○鈴木(淳)国務大臣 一般の総合経済対策におきましては、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき、令和六年分の所得税三万円、令和六年度分の個人住民税一百万円の減税を行うこととされております。

所得税についての詳細は、与党税制調査会におきまして御議論を賜っておるものと承知いたしております。

響につきましては、影響額や補填方法を含め、現在検討しているところでございます。

いずれにせよ、地方の財政運営に支障が生じないように、年末に向けて財政当局と十分協議してまいります。

○西岡委員 年末へ向けて今検討中ということで御答弁がありましたけれども、今大臣からもございました、やはり、地方の財政運営に支障がないようにという、これが大変重要だというふうに思いますので、年末へ向けた議論を注視してまいります。

続きまして、ことも未だ戦略方針における子供、子育て政策の強化を実施していく中で、長期的、安定的な地方財源の確保というものが大変重要です。また同時に、様々な業務が発生することによりまして、地方自治体の負担軽減、これも大変重要だと考えております。今後の方針について総務省にお伺いをいたします。

また、あわせて、既に自治体で行われている自治体独自の事業推進のための財源確保も大変重要であるというふうに思いますけれども、このことも併せて総務省の御見解をお伺いいたします。

○大沢政府参考人 お答えいたします。子供、子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきでございます。六月に閣議決定されたことも未だ戦略方針には、加速化プランの地方財源についても検討することが盛り込まれております。

また、地方団体が地域の実情に応じて自らの創意工夫により行う独自の取組につきましても、補助事業とともに実施されることによりまして、少子化対策に更なる効果を発揮するものであると考えております。

○西岡委員 今御答弁がございましたけれども、やはり地方の、しっかりと現場の声というものを反映していただく中で、今後の方針を決定していただきたいというをお願い申し上げたいというふうに思います。

続きましての質問でございます。

物価高騰対策につきましては、全国知事会による物価高等に対応する総合経済対策に向けた提言というものが出されました。この提言の中にもあるんですけども、地方自治体の公共施設の光熱水費の高騰により地方財政に影響が大変及んでいくこと、先般から光熱費の高騰によりまして補正予算を組む自治体が続出したしました。令和五年度当初予算に関連して、地方自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえて一般行政経費七百億円を増額することが盛り込まれました。主要都市の市区の六割で来年度の光熱費が今年度を上回るという調査結果もあるところでございますけれども、追加的な対策を講じられるお考えがあるのかどうか、鈴木総務大臣の御見解をお伺いいたします。

○鈴木(達)国務大臣 御指摘のように、近年の物価高は、地方自治体を含めて、事業活動に大きな影響を与えておりまして、引き続きその対策に万全を期す必要があるものと認識をいたしております。

令和五年度の地方財政計画におきましては、自治体施設の光熱費高騰対応として、一般行政経費を七百億円増額して計上するとともに、普通交付税におきまして適切に措置を講じたところでございます。

その上で、一般の補正予算案では、地方自治体が経済対策の事業等を円滑に実施できますように、令和五年度の地方交付税を〇・三兆円増額いたしております。

さらに、内閣府の所管ではありませんけれども、今般の補正予算案で〇・五兆円追加することとされております重点支援地方交付金は、地方自治体が運営する直接住民の用に供する施設においても活用が可能と承知いたしております。

今後とも、物価高騰によりまして地方自治体の財政運営に支障が生じないように、関係省庁とも連携してしっかりと適切に対応してまいりたいと思っております。

○西岡委員 引き続き、状況を踏まえたお取組をお願い申し上げます。

最後に、公立学校施設への空調導入につきましてお伺いいたします。

現状、特に体育館については設置が遅れている現状があります。今夏の異常気象による熱中症の対策を含めて、児童生徒の安心、安全な学校生活のためにも、また、災害発生時の避難所としての防災拠点という機能も含めて、公立学校の体育館への早急な設置に向けた取組が急がれます。

文科省とも取組を一緒にしていただいておりますけれども、総務省においては指定避難所生活環境改善事業の中でお取組を進めていただいているというふうに思いますけれども、早急な設置へ向けた総務省のお取組をお伺いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○五味政府参考人 災害時におきまして被災者の良好な生活環境を確保するために、避難所の環境整備を進めることは極めて重要であると認識しております。

このため、消防庁では、公立中学校の体育館など、指定避難所における空調設備の設置やバリアフリー化等の生活環境改善に係る整備については緊急防災・減災事業債の対象としております。

また、指定避難所におけるスポットクーラーなどの資機材等の整備を行う場合、当該整備に要する経費については特別交付税措置を講じております。

引き続き、関係省庁と連携いたしまして、指定避難所の生活環境の改善が早急に図られますよう取り組んでまいります。

○西岡委員 早急に取り組んでいただきたい課題でございます。やはり財政的な問題が地方自治体にとっては大きなネックとなっておりますので、設置へ向けたお取組を強くお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○古屋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○古屋委員長 これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。田村貴昭さん。

○田村(貴)委員 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法及び特別会計法の改正案に対する反対論を行います。

本法案は、補正予算で年度途中に増額となる一兆一千五百八十四億円の地方交付税について、二〇二三年度の地方交付税分として五千七百四十一億円を増額交付し、残りの四千八百四十三億円は交付せず、二〇二四年度の地方交付税総額に繰り越す措置を取るものです。

地方交付税法は、年度途中に増額となった地方交付税は、その全額を地方自治体に特別交付税として交付すると定めています。今、深刻な物価高騰から住民の暮らし、営業を守るために、地方自治体の役割が問われています。地方の固有財源であり、貴重な一般財源である地方交付税は、現行法に基づき、その全額を地方自治体に交付すべきです。

しかも、今回の繰越しは、今年度当初に予定していた交付税特別会計借入金金の償還分一兆三千億円から三千億円を引き割がして、四千八百四十三億円を二〇二四年度の地方交付税の総額に加算するものです。翌年度の地方交付税総額への繰越しを優先するやり方であり、反対です。

また、二〇二三年度の地方交付税分として五千七百四十一億円を増額交付するとしていますが、臨時財政対策債の元利償還のために充てる基金分を除けば、調整額の復活分を合わせても二千七百億円程度にすぎません。しかも、増額交付は、総合経済対策事業による地方負担分と地方公務員の給与改定分、災害対応分に限られており、地方単独事業に充てる交付税は算定されていません。

これでは、地域の実情に基づく自治体独自の施策の拡充、会計年度任用職員給与の遡及改定の徹底など、地方が必要とする財源確保に配慮するものになっていないと言えません。

以上で反対討論とします。

○古屋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○古屋委員長 これより採決に入ります。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○古屋委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○古屋委員長 今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二分散会

## 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を 改正する法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「二千二百億円」を「千二百億円」に改め、同項第三号中「二十八兆三千二百二十億九千五百四十八千円」を「二十八兆六千二百二十億九千五百四十八千円」に改める。

附則第四条の二第二項中「令和三十五年度」を「令和三十六年度」に改める。

附則第六条の三を附則第六条の四とする。

附則第六条の二第一項第一号及び第三項中「この条の」を「第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の」に改め、同条を附則第六条の三とし、附則第六条の次に次の一条を加える。

(臨時財政対策償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定については、第十一条中「当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乘じ

て得た額(次条第一項に規定する臨時財政対策償還費については、令和六年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)附則第二条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策償還基金費の額(以下この条において「基金費の額」という。)の百分の五十に相当する額(以下この条において「控除額」という。))を控除した額とし、令和七年度にあつては基金費の額から令和六年度における控除額を控除した額を控除した額とする。」とする。

附則第十一条中「同じ。」及び「を」を「同じ。」、「に」、「の合算額」を「及び三百五十億円の合算額」に、「とし、」を「に三千億円を加算した額とし、」に、「から返還金等の額及び令和五年度震災復興特別交付税額」を「から返還金等の額、令和五年度震災復興特別交付税額及び三千五百億円」に、「及び令和五年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額」を、「令和五年度震災復興特別交付税額及び五百五十億円の合算額を加算した額」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和三十四年度」を「令和三十五年度」に、「二十八兆三千二百二十億九千五百四十八千円」を「二十八兆六千二百二十億九千五百四十八千円」に、「二十四兆八千二百二十億九千五百四十八千円」を「二十五兆千二百二十億九千五百四十八千円」に改める。

附則第十条第三項を削り、同条第四項中「前項に規定するもののほか、」を削り、「地方公共団体金融機構法」の下に「(平成十九年法律第六十四号)」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第十一条第二項中「及び第四項」を削る。

附則第十二条の四第一項中「及び第四項」を削り、同条第三項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(臨時経済対策費及び臨時財政対策償還基金費の基準財政需要額への算入)

第二条 令和五年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一条の規定に

よる改正後の地方交付税法（次条において「新法」という。）第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位数	費用
道府県	一 臨時経済対策費	人口	一人につき	九五〇 <sup>円</sup>
	二 臨時財政対策償還基金費	臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	二 <sup>円</sup>
市町村	一 臨時経済対策費	人口	一人につき	九五〇
	二 臨時財政対策償還基金費	臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	二

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、臨時経済対策費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二 臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額 (3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年年度において起こすことができることとされた地方債の額 (4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年年度から平成二十五年年度までの各年度において起こすことができることと	千円

された地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年から平成二十八年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額

（令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和六年度における交付）

第三条 令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち新法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でま

だ交付していない額として、令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 令和五年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額から三千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により令和五年度分の地方交付税の総額に算入された額及び百五十億円を加算した額

（地方財政法の一部改正）

第四条 地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二第一項中「附則第六条の二第一項」を「附則第六条の三第一項」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第五条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「附則第十条第四項」を「附則第十条第三項」に改める。

理由

地方財政の状況等に鑑み、令和五年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。